

第4期第1回 羽村駅西口土地区画整理審議会 議事録

1 日時	令和元年6月7日（月）午後3時00分～午後4時30分
2 場所	羽村市役所西庁舎 5階 委員会室
3 出席者	会長 黒木中、会長代理 柳修、委員 武政健太郎、秋山法、中村幸夫、小宮國暉、山下一夫、石川寿明、清田敏雄、神屋敷和子
4 欠席者	なし
5 議題	(1)会長の選出について (2)会長代理の選出について (3)議席の決定について
6 会議の区分	公開
7 傍聴者	3名

午後3時 開会

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 皆さんこんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4期第1回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催させていただきます。本日の審議会は、第4期として初めての審議会になります。議事に入るまでのしばらくの間、私、区画整理総務課の橋本が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、3名の方から傍聴の申し入れがあります。本日の審議内容につきましては、非公開とする事項がございますので、本日、「資料4」として配付しております、「土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領」に基づき、傍聴を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、委員の皆さんにお認めいただきましたので、傍聴者に入室していただきます。

（傍聴者入室）

傍聴の皆様をお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、「土地区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要領」を遵守いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、施行者を代表して、並木市長よりご挨拶を申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

○市 長（並木 心君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、何かとお忙しい中、第4期として初めてとなります。福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

審議会委員の任期満了に伴い、平成31年2月24日に執行いたしました、第4期の審

議会委員選挙でご当選され、本日まで出席いただいている8名の皆様が委員として、ご就任されますとともに、黒木中委員並びに柳修委員には、豊富な経験と高い見識をお持ちの学識経験委員として、公私ともにご多忙なところ、委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、5年間、羽村駅西口土地地区画整理事業における施行者と権利者の方々との意思疎通が図られ、事業が効率的に行うことができるように、お力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、現在の羽村駅西口土地地区画整理事業の状況でありますが、ご承知のとおり、平成27年度から、優先整備地区として設定しました、しらうめ保育園、羽村駅前、羽村大橋周辺、川崎一丁目エリアを中心に本格的整備に着手し、権利者をはじめ、関係者の方々のご理解、ご協力をいただきながら、計画どおりの事業推進が図られているところであります。

また、先般、5月20日付で第3回目の事業計画変更を決定し、これまでの事業施行期間である平成15年4月16日から平成34年3月31日までの期間を15年間延伸し、平成15年4月16日から令和19年3月31日までに変更するとともに、総事業費370億円を436億円に変更しましたので、ご報告申し上げます。

さて、本日は第4期の審議会として初回となりますので、会長及び会長代理の選出と議席のご決定をいただき、その後、事業の概要や事業計画変更の概要等について、担当から説明をいたしますので、よろしくお聞き取りくださいますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） ありがとうございます。次に、本日の資料の確認をさせていただきます。審議会委員の皆様には、事前にお渡ししておりますが、本日までお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、お手元の資料をご確認ください。まず、本日の次第でございます。次に、右上「資料1」として、第4期の審議会委員名簿、その裏面には、学識経験者の経歴等を記載してございます。次に「資料2」としまして、西口事業の施行規程、「資料3」としまして、議事運営規則、「資料4」としまして、傍聴に関する取り扱い要領、「資料5」としまして、事業の概要と経緯、以上となっております。皆様、よろしいでしょうか。

なお、大変恐縮ですが、「資料5」の2枚目について、一点訂正がございます。下段の表の収入、支出ともに、区分欄の右側の欄、「現事業計画」と記載してございますが、「前事業計画」が正しいものになりますので、訂正のほど、よろしくお願いいたします。

それでは次に、出席委員のご紹介をさせていただきたいと存じます。ご紹介は、皆様にお配りしております、「資料1」の名簿の順とさせていただきます。なお、

この順番は、審議会委員選挙の際の立候補の届出順となっております。

まずはじめに、選挙によりご就任いただきました委員の方のご紹介をさせていただきます。誠に恐縮ではございますが、お名前をお呼びいたしますので、ご起立のほど、よろしくお願いいたします。

土地所有者としての委員であります、小宮國暉様でございます。

○委員（小宮國暉君） よろしく願いいたします。小宮でございます。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 同じく土地所有者委員の中村幸夫様でございます。

○委員（中村幸夫君） 中村です。よろしくお願いします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 同じく土地所有者委員の石川寿明様でございます。

○委員（石川寿明君） 石川です。よろしくお願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 同じく土地所有者委員の秋山法様でございます。

○委員（秋山 法君） 秋山です。よろしくお願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 同じく土地所有者委員の、神屋敷和子様でございます。

○委員（神屋敷和子君） よろしく願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 同じく土地所有者委員の、清田敏雄様でございます。

○委員（清田敏雄君） 清田です。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 同じく土地所有者委員の、山下一夫様でございます。

○委員（山下一夫君） 山下一夫でございます。よろしくお願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 次に、借地権者としての委員であります、武政健太郎様でございます。

○委員（武政健太郎君） 武政です。よろしくお願いします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 次に、本事業の施行規程第10条第2項に定められた、学識経験を有する者として選任させていただきました委員2名の方を、経歴を交えてご紹介させていただきます。

まず、はじめに、黒木中委員でございます。黒木様は、不動産鑑定士と土地区画整理士の資格をお持ちで、株式会社新都市不動産鑑定、また、有限会社武蔵土地評価システムの代表取締役でございます。

本審議会では、平成16年発足の第1期から第3期まで、会長の職を1期、会長代理の職を2期務めていただきまして、ご尽力をいただいております。

区画整理に関する広い見識と、何よりも、この羽村駅西口土地区画整理事業に当初から携わり、精通されておりますので、引き続き学識経験委員としてお願いした

ものでございます。ご紹介いたします。黒木中委員でございます。

○委員（黒木 中君） 黒木でございます。よろしくお願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 続きまして、柳修委員をご紹介させていただきます。柳様は、都市及び地方計画の技術士、また、土地区画整理士の資格をお持ちで、東京都の職員として、土地区画整理事業のほか、木造密集整備などの業務にも携わってこられました。

平成24年3月には、都市整備局市街地整備部換地計画専門課長という立場で東京都を退職され、現在は、高田馬場にございます日本測地設計株式会社の顧問をされております。第3期の審議会では、会長代理の職を務めていただき、ご尽力をいただいているとともに、東京都のまちづくりに深く関わり、区画整理に関する広い見識と豊富な経験をお持ちであることから、引き続き、学識経験委員をお願いしたものでございます。ご紹介いたします。柳修委員でございます。

○委員（柳 中君） 柳でございます。よろしくお願いいたします。先期に引き続きまして、お世話になります。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 以上で、委員紹介を終わります。

次に、本日出席の理事者並びに職員の紹介をさせていただきます。はじめに、理事者の紹介をさせていただきます。先ほどご挨拶を申し上げました、並木市長でございます。

○市長（並木 心君） 施行者の並木でございます。よろしくお願い申し上げます。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 井上副市長でございます。

○副市長（井上雅彦君） 井上でございます。よろしくお願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 次に、職員の紹介をさせていただきます。石川区画整理部長でございます。

○区画整理部長（石川直人君） 石川でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 阿部区画整理部参事でございます。

○区画整理部参事（阿部敏彦君） 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 本年4月に区画整理推進課に就任いたしました吉岡区画整理推進課長でございます。

○区画整理推進課長（吉岡隆宏君） この4月に着任いたしました吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 山崎推進係長でございます。

○区画整理推進課推進係長（山崎信介君） 山崎です。よろしくお願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 大南推進係主査でございます。

○区画整理推進課推進係主査（大南重行君） 大南でございます。よろしくお願いいたします。

- 区画整理総務課長（橋本雅央君） 続きまして、事務局になりますが、私、区画整理総務課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。次に、半田総務係長でございます。
- 区画整理総務課総務係長（半田寛子君） 半田です。よろしくお願いいたします。
- 区画整理総務課長（橋本雅央君） また、本日、土地区画整理事業の事業委託をしております公益財団法人東京都都市づくり公社の職員が出席してございますので、ご紹介をさせていただきます。多摩西部区画整理事務所の塚越所長でございます。
- 多摩西部区画整理事務所長（塚越孝男君） 塚越でございます。よろしくお願いいたします。
- 区画整理総務課長（橋本雅央君） 同じく、多摩西部区画整理事務所の高水課長でございます。
- 多摩西部区画整理事務所換地課長（高水啓夫君） 高水です。よろしくお願いいたします。
- 区画整理総務課長（橋本雅央君） 同じく、多摩西部区画整理事務所の渡部係長でございます。
- 多摩西部区画整理事務所換地係長（渡部優貴君） 渡部です。よろしくお願いいたします。
- 区画整理総務課長（橋本雅央君） 以上で、理事者並びに職員の紹介を終わります。
 続きまして、本日の会議の成立について、ご報告をさせていただきます。本日の出席委員数は、欠席なしの10名でございます。議事運営規則第2条に規定する過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告させていただきます。
 次に、座長の指名を行いたいと思います。このことは、会長が選任されるまでの間、議事の進行役が必要となりますので、事務局としまして、座長を指名させていただくものでございます。それでは、座長についてですが、第1期から第4期まで、本審議会委員をお務めいただいております委員の中で、年長者でございます小宮國暉委員をご指名させていただきたいと存じます。小宮委員さん、よろしいでしょうか。
- 委 員（山下一夫君） ちょっと良いですか。私にお電話いただいたの橋本さんですよ。違いますか。
- 区画整理総務課長（橋本雅央君） はい、そうです。
- 委 員（山下一夫君） 年長者だから座長になってくれないかという電話がありまして、一応、私が一番年配なら良いですよと言ったのですが、その後、ついでに頭で変なことを言うやつがいるから、変なことを言わないように止めろと言われたので、そんなことは出来るわけじゃないかと言ったら、じゃあ別な部分を考えますと言われたので、今のが凄く気になるのですけれども。
- 区画整理総務課長（橋本雅央君） ただいまのことにつきましては、私の方から、

山下委員さんの方に、何度となく座長のお願いをしまいいりました。これは今までの慣例のなかで、最年長の審議会委員さんということで、座長のお願いをしておりましたが、今回はお断りすると言うことを、3回程度、この件につきましては、私の方にお伝えいただきました。

○委員（山下一夫君） そうじゃないよ。途中を抜かすなよ。俺はいったん受けたんだよ。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） これは我々事務局でも、周りの者も確認しておりますが、受けていただけないということでしたので。

○委員（山下一夫君） 最初は受けたのよ。年長ならば仕方がないからと言って。そしたら、あなたが座長になったら、頭で変なことを言うやつがいたら止めてくれと聞かれたので、それは出来ないよと言ったことはあったんだよ。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 繰り返しますが、今回の座長につきましては、事務局、市として、第1期から第4期の本審議会委員をお務めていただいております委員の中で、年長者でございます小宮國暉委員をご指名させていただきますので、小宮委員さんを座長にすることでよろしいかどうか、ここでお諮りさせていただければと存じます。よろしいでしょうか。小宮國暉委員を今回の座長に指名することでよろしい方については、挙手をお願いいたします。

挙手多数でございますので、小宮委員に座長をお願いしたいと思います。今回につきましては、第1期から第4期までの本審議会委員をお務めいただいております委員の中で、年長者ということで事務局として指名させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小宮委員には恐縮ですが、前の席に移動していただき、会長が選任させるまでの間、進行をお願いしたいと思います。なお、ご発言の際でございますが、マイクスタンドの中心にありますボタンを一度押してください。マイクの音が入ります。発言が終わりましたら、再度押していただきますと、マイクの音声が入らなくなりますので、よろしくお願いいたします。それでは小宮座長よろしくお願いいたします。

○委員（小宮國暉君） ただいまご指名を受けました小宮でございます。今回の議事進行、なにぶんにも皆様のご協力が必要ですので、よろしくお願いいたします。座長を務めさせていただきます。それでは着席でよろしくお願いいたします。

○委員（清田敏雄君） 質問です。

○委員（小宮國暉君） 質問については、今回は議事がすべて終わりましたらで。

○委員（清田敏雄君） 今回の成立根拠なんですけれども、この事業は本年の2月22日に地方裁判所の判決で違法だとはっきりしましたよね。

○委員（小宮國暉君） 座長は私でございますので、ご発言は許可を得てからお願いしたいと思います。

○委員（清田敏雄君） だから今回の成立についてお聞きしているんです。

- 委員（小宮國暉君）　ですから、私の許可を得てから発言をしてください。今の
ような発言は許可いたしません。
- 委員（清田敏雄君）　どうしてですか。
- 委員（小宮國暉君）　成立そのものは、既に成立しております。
- 区画整理総務課長（橋本雅央君）　座長、事務局です。先ほど申しましたが、本日
の出席委員につきましては、10名でございます。議事運営規則第2条に規定されて
いる過半数に達しておりますので、本会議が成立することを改めて報告させていた
だきます。以上です。
- 委員（清田敏雄君）　判決で決まったことを守る必要があるんですよ。
- 委員（小宮國暉君）　判決そのものと、今回の、私が座長となり、この審議会を
進行するにあたっては、一切の関係がございません。
- 委員（清田敏雄君）　あります。
- 委員（小宮國暉君）　座長が無いと言っているものは無いんです。それくらいの
ことは委員ではお分かりでしょう。
- 委員（清田敏雄君）　清田です。
- 委員（小宮國暉君）　発言の内容によっては、次の発言を許可することはできま
せん。
- 委員（清田敏雄君）　そんなことは言っていない。この会の成立について言っ
ているんです。先ほども申したとおり、裁判で違法となったわけです。そうすると、
違法だという判決によりまして、行政訴訟法33条によりまして、処分を取り消す判
決は、「処分行政庁その他を拘束する」と書いてあるんですよ。だから、判決が出
た後は、何もやっちゃいけないんですよ。この会は、本当はやっちゃいけないん
です。この会を開くのに、法律の根拠を明確にすべきということを、私は、求めます。
- 委員（小宮國暉君）　ご意見としては聞いておきますけれども、一切今回の審議
会の議事進行にあたっては、今のはご意見は却下いたします。
- 委員（清田敏雄君）　法律がそうなっていると言っているんですよ。
- 委員（小宮國暉君）　それでは議題に入りたいと思います。
- 委員（山下一夫君）　山下ですが、よろしいですか。
- 委員（小宮國暉君）　同じようなご意見でしたら、ご意見を受け取ることはでき
ません。
- 委員（山下一夫君）　もう一回だけ橋本さんに聞きたいんです。よろしいですか。
- 委員（小宮國暉君）　座長がそう言っているんですから。
- 委員（山下一夫君）　聞きたいんですが、よろしいですかと座長に許可を求めて
います。駄目ならば、駄目だと。
- 委員（小宮國暉君）　駄目です。
- 委員（山下一夫君）　分かりました。後で質問はよろしいですね。

○委員（小宮國暉君） 後で質問というのは、会議が終わってからとか、そういうことでしたら結構でございます。

○委員（山下一夫君） 会議の中で意見を言ったり、質問をしたりするのは審議会委員として…。

○委員（小宮國暉君） 会議体の中での質問ならば結構ですけども、今日の議事は議事として、粛々と進めたいと思います。よろしいですね。

途中でのご意見は、必ず挙手のうえ、許可を得てから言ってください。それから、議事の内容について、別な方向でのご意見は差し控えていただきたいと座長から申し述べておきます。よろしいですね。よろしいと認めました。それでは、議事1の会長が決まるまでの間、しばらくの間、私が座長としてこの会議の仕切りをしたいと思います。委員の皆様には、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速、議題（1）「会長の選出」に入ります。本日配付されております、「資料3」をご覧くださいと思います。会長の決定については、本審議会の議事運営規則第3条第1項で、「審議会に会長を置き、最初の会議において、委員のうちから選挙する。」と定めております。

このことから、会長の決定にあたっては、委員の中から候補者を選定し、選挙を行っていただくことになります。そこで、会長候補者の選出方法についてですが、指名推薦というやり方、立候補制というやり方の二通りが考えられておりますが、皆様の中から、この二つの方法のよろしい方を、ご意見をお伺いしたいと思います。

○委員（武政健太郎君） はい、武政です。

○委員（小宮國暉君） はい、武政委員。

○委員（武政健太郎君） 前回も指名推薦という形で会長を決めたかと思えます。

それで、決の方は、多分、挙手で会長を決めたと思えます。それに倣って今回も指名推薦で会長を決めたいと思えます。

会長には、黒木委員を私は推薦いたします。長年、ずっと会の会長として、公平な立場で議事を進めていただいておりますので、会長として一番適任かなと思いますので、黒木委員を私は推薦します。

○委員（小宮國暉君） その他ご意見ありますか。

○委員（清田敏雄君） はい。

○委員（小宮國暉君） はい、清田委員。

○委員（清田敏雄君） 私は、まず、立候補制を尊重すべきだと思います。立候補者がいない場合は、推薦という恰好にするのが正当だと思います。

○委員（小宮國暉君） 今、二つの方法が提示されまして、指名推薦という方法が一つ、それから、立候補という形の方法が一つと、この二つが皆さんの意見で出ました。それでは、これで、方法についての採決をしたいと思います。まず、指名推薦の方法について、この方法に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手（柳委員、武政委員、秋山委員、中村委員、石川委員）〕

はい、挙手多数であります。挙手5名です。それでは、立候補制に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手（山下委員、清田委員）〕

2名であります。5対2で、指名推薦の方法で、会長の選出方法が決定いたしました。それでは、指名推薦という方法で行いたいと思います。どなたか指名推薦で具体的にご意見がある方、よろしくお願いします。はい、武政委員。

○委員（武政健太郎君） 黒木委員を推薦いたします。

○委員（小宮國暉君） 他に。はい、清田委員。

○委員（清田敏雄君） 私は、神屋敷委員を推薦します。

○委員（小宮國暉君） ただいま、黒木委員を推薦という形のものと、神屋敷委員を会長に推薦するという二通り出ました。これについて、挙手により会長を決したいと思います。何か他にございますか。

○委員（清田敏雄君） すぐに決を取るんじゃないくて、推薦された本人のご意見を尊重すべきです。

○委員（小宮國暉君） 推薦された本人ですか。それでは、ただいまの清田委員のご発言を取り入れたいと思います。まず、黒木委員が推薦されましたけれども、黒木委員、何か会長としての抱負とかございますか。

○委員（黒木 中君） どうもご推薦いただきありがとうございます。もし選ばれましたら、前期、拙い会長役だったと思うんですけど、精一杯務めさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

○委員（小宮國暉君） はい。それでは神屋敷委員、推薦を受けましたけれども、何かご意見ありましたら。

○委員（神屋敷和子君） この事業自体におかしいという意見、たくさんの住民の方の訴えの声を届けて18年目なんですけれども、正常な審議会、正常なまちづくりを願って会長の推薦を受けたいと思います。

○委員（小宮國暉君） ただいま2名の方の推薦に対する感想をいただきました。その他、もう無いんじゃないかと思いますが、ございますか。清田委員。

○委員（清田敏雄君） お二人のご意見の中に、法律を遵守するという言葉が無いんですよ。ですから、お二人に法律を守るということを発言して貰いたいんです。会長に就任する前に、私は法律を守るということを言って貰いたいんです。

○委員（小宮國暉君） 審議会委員の中でのことです。法律そのものは、皆さん共通で遵守されているんじゃないかと思われま。

○委員（清田敏雄君） 守ってないから言っているんです。

○委員（小宮國暉君） 清田委員の独自の発言は、ご勘弁願いたいと思います。それでは、推薦の方が2名おられます。挙手により、会長の選出にあたりたいと思い

ます。

それでは、最初に順番から行きます。黒木委員に、会長としての職務を果たしていただきたいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

〔挙手（柳委員、武政委員、秋山委員、中村委員、石川委員）〕

はい、5名。神屋敷委員に、会長の任をお願いしたいと思われる方、挙手をお願いします。

〔挙手（山下委員、清田委員、神屋敷委員）〕

はい、3名。5対3で黒木委員に会長の職をお願いすることに決しました。異議ございませんね。

（「異議なし」の声あり）

○委員（小宮國暉君） それでは黒木委員に会長の職をお願いし、ここで座長の任を解かしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 小宮委員、大変ありがとうございました。それでは、会長が選出されましたので、席の移動と準備のため、暫時休憩とさせていただきます。準備が整いますまで、そのまま暫くお待ちください。

（休憩）

○区画整理総務課長（橋本雅央君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開させていただきます。ご挨拶を含め、今後の議事進行は、黒木会長にお任せしたいと思います。それでは、黒木会長よろしくお願いいたします。

○会長（黒木 中君） ただいま、議長に選出していただきました。議長というか会長ですね。この場で議長を務めさせていただきます、黒木中でございます。先ほども申し上げましたが、第3期に引き続きまして、微力ではありますが一所懸命やりたいと思いますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは着席させていただきます。

早速、議題の2番に行きたいと思います。「会長代理の選出について」、これについて行きたいと思います。参考に、これまでの会長代理の選出について、事務局より説明を求めます。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 会長、事務局です。

○会長（黒木 中君） よろしく申し上げます。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 会長代理の選出方法につきましては、「資料3」、本審議会の議事運営規則第3条第4項により、「委員のうちからあらかじめ互選されたもの」として規定しております。

互選となりますので、委員の中で、どなたが良いか話し合いを行っていただき、決めていただくということになりますが、参考までに申し上げますと、第1期から第3期まで、委員の中からお一人を推薦していただいております、委員の同意を得て決定したという経緯がございます。よろしくお願いいたします。

○会 長（黒木 中君） ただいま、事務局より会長代理の選出について説明がありました。説明にありましたように、選出については立候補ではなく、第1期から第3期の審議会と同様に、どなたかをご推薦いただき、決定していくといった方法がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○会 長（黒木 中君） 異議が無いようですので、この方法でやらせていただきたいと思います。それでは、委員の中からどなたかご推薦いただけないでしょうか。

○委 員（武政健太郎君） はい、武政です。

○会 長（黒木 中君） はい、武政委員。

○委 員（武政健太郎君） 前回から引き続き、柳さんに会長代理をやっていただきたいと思います。やっぱり専門職でありますし、広い知識と公平な立場でおられるので、柳さんを推薦したいと思います。

○会 長（黒木 中君） 柳委員の推薦がありましたが、他にご推薦ありませんか。特に無いようですので、ただいま、会長代理の候補者として柳委員の推薦がありましたが、他に候補者いらっしゃらないようですので、柳委員ということで、会長代理をお願いしたいと思います。挙手により決定したいと思います。

ただいま、ご推薦のありました候補者ご本人にも意思確認のため、挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。柳委員を会長代理に選出するという方の挙手をお願いします。

〔挙手（武政委員、秋山委員、中村委員、小宮委員、石川委員）〕

5名ですね。柳委員、挙手をなさいませんでしたけれども、今、柳委員に…。

○委 員（山下一夫君） 質問して良いですか。

○会 長（黒木 中君） はい、どうぞ。

○委 員（山下一夫君） 先ほどの続きになっちゃうんですけど、座長を決められた時に、お電話か何かしたんです。

○会 長（黒木 中君） 申し訳ございませんが、今、会長代理を決める選挙の、柳委員に説明を求めているところですので、それは関係のないご発言ですので、お控えください。よろしくお願いいたします。

○委 員（山下一夫君） 関係あるよ。ものを決める時に私のところに電話がかかってきて。

○会 長（黒木 中君） それは座長を決定する時の話ですよ。山下委員、少しご静粛をお願いします。柳委員、よろしくお願いします。

○委 員（柳 修君） 申し訳ありません。柳でございます。ご推薦いただきまして本当にありがとうございます。私、選任されるということでございましたら、前期同様に、誠心誠意、皆様にご協力させていただいて、務めさせていただきたいと思っております。ご推薦いただけたということでしたので、私の方から挙手は控えさ

せていただきましたけれども、その節には誠心誠意務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

- 会 長（黒木 中君） 挙手5名でしたので、挙手多数により柳委員を会長代理として決定させていただきます。それでは会長代理に選任されました柳委員には、前の席にご移動していただきたいと思います。しばらくお待ちください。

それでは改めまして、柳委員にご挨拶いただきたいと思います。

- 会長代理（柳 修君） 改めまして、皆様から選任いただきました柳でございます。3期の5年間はお世話になりました。私は経歴の方でもございますように、昭和49年に東京都に入りまして以来、45年ほどずっと区画整理に携わってきました。

その中で、様々な東京都の事業、また、組合の事業とか、最近では東北の復興事業とか、関西、中部、様々なところでの事業、経験させていただいております。地域地域によって色々なやり方、お考えの方いらっしゃいますけれども、皆様とご協力させていただきますして、誠心誠意務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 会 長（黒木 中君） ありがとうございます。次に、議題の3になりますが、議席を決めたいと思います。なお、私からの提案なのですが、便宜的に会長の座席番号を1、会長代理を座席番号2としていただきまして、前回、5年前と同様、3番から10番までを抽選で、議席番号を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。また、抽選を行う順番は、本日、「資料1」の名簿順とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、皆様から異議はないということですので、事務局の方、準備をお願いします。

—————（抽選）—————

- 区画整理総務課長（橋本雅央君） 小宮國暉委員が、議席番号6番でございます。6番とご記入をお願いします。中村幸夫委員が、議席番号5番でございます。石川寿明委員が、議席番号8番でございます。秋山法委員が、議席番号4番でございます。神屋敷和子委員が、議席番号10番でございます。

- 委 員（清田敏雄君） 僕やらない。最後で良い。

- 委 員（中村幸夫君） ルールを守りなさいよ。

- 委 員（清田敏雄君） どうしてよ。良いじゃない。

- 会 長（黒木 中君） 先ほど名簿順に抽選をしていただくということで、皆様ご異議が無かったので、そうしていただけるものだと思っておりましたが。

- 委 員（清田敏雄君） 良いですよ。どうでもいいことじゃないですか、そんなこと。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 清田敏雄委員が、議席番号9番でございます。山下一夫委員が、議席番号7番でございます。武政健太郎委員が、議席番号3番でございます。

小宮國暉委員が、議席番号6番。中村幸夫委員が、議席番号5番。石川寿明委員が、議席番号8番。秋山法委員が、議席番号4番。神屋敷和子委員が、議席番号10番。清田敏雄委員が、議席番号9番。山下一夫委員が、議席番号7番でございます。武政健太郎委員が、議席番号3番です。そして、黒木会長が議席番号1号。柳会長代理が、議席番号2番となります。

以上で、抽選会を終了させていただきます。

○会 長（黒木 中君） ご協力ありがとうございました。次に、本日の署名委員について事務局より説明をお願いいたします。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 会長、事務局です。

○会 長（黒木 中君） はい、事務局。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 本日の「資料3」、本審議会の議事運営規則第11条第3項には、「議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名押印するものとする。」と規定されております。前回の審議会でもそうしておりましたが、会長は全ての議事録に署名押印し、その他、署名委員2名が、議席番号の順に、署名押印をしていただく形を取っておりました。

従いまして、本日の会議の議事録署名委員につきましては、会長と、議席番号2番の柳委員と、議席番号3番の武政委員をお願いしたいと思いますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

○会 長（黒木 中君） よろしく願いいたします。ただいま、事務局より、議事録署名につきましては、議席番号順で行うといった説明がありましたけれども、今後ともこのようなルールでよろしいでしょうか。今回は、2番と3番の議席番号の方。次回は、4番、5番の方というふうに進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会 長（黒木 中君） ありがとうございます。これで本日の議題は終了いたしました。

次に、次第5、報告事項に移りたいと思います。報告事項(1)「羽村駅西口土地区画整理事業の概要と経緯」について、施行者より説明をお願いいたします。

○区画整理推進課長（吉岡隆宏君） 会長、区画整理推進課長です。

○会 長（黒木 中君） はい、区画整理推進課長。

○区画整理推進課長（吉岡隆宏君） それでは、「羽村駅西口土地区画整理事業の概要と経緯」につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元の「資料5」をご覧ください。

こちらの内容につきましては、既にこれまで事業計画書や情報紙「まちなみ」などにおきまして周知をさせていただいている内容でございますが、第4期第1回目の審議会となりますので、改めてご説明をさせていただきたいと存じます。

本事業でございますが、羽村駅西口を中心に、利便性の高い駅前市街地並びに都市施設と自然が調和した住宅市街地の再編整備を目的に、災害に強く、誰もが安全、安心、快適に暮らし続けられるまちづくりを目指して、平成15年4月に事業認可を受け、事業をスタートいたしまして、現在に至っております。

はじめに、地区概要でございますが、羽村駅西口を中心に、東西約1キロ、南北約0.5キロの地区となりまして、施行面積が約42.4ヘクタールの区域となっております。

次に、事業期間でございますが、平成15年度から令和18年度までを事業期間としております。こちらにつきましては、後ほど、事業計画変更決定変更概要のところでご説明をさせていただきますが、去る5月20日に決定いたしました、第3回目の事業計画の変更に伴いまして、事業期間を15年間延伸しております。

次に、計画人口につきましては、1ヘクタール当たり100人、4,200人の計画としております。

続きまして、減歩率でございます。こちらもお案内をしているとおり、土地区画整理事業は、現在、暫定整備となっております、駅前広場や都市計画道路、公園などの公共施設の整備に必要となります土地について、権利者の皆様からご提供いただきまして行うまちづくりでございます。当然のことではございますけれども、市におきまして、権利者の皆様の負担を軽減するための対応といたしまして、これまで、都市整備用地を先行取得し、減歩の緩和に努めてまいりました。

その結果、減歩緩和措置といたしまして、第1期の土地区画整理審議会における議論を踏まえ決定いたしました、減歩緩和と取扱い方針に基づきまして、記載のとおり、小規模宅地とする165平方メートル以下の宅地につきましては、減歩をしない形で換地設計を行っております。

また、165平方メートルを超え、435平方メートル未満の宅地につきましては、傾斜的に減歩緩和を図ったうえで、換地設計を行っております。

次に、総事業費につきましては、こちらと同様に、先ほど申し上げました第3回目の事業計画の変更に伴いまして、事業期間と併せ資金計画においても変更を行っており、総事業費といたしましては、前事業計画の370億円から68億円増の438億円としております。

なお、歳入、歳出の内訳につきましては、後ほど、事業計画変更決定変更概要のところでご説明をさせていただきます。

次に、事業の経緯についてでございますが、こちらにつきましては、主だったところを中心にご説明をさせていただきます。

これまでの手続き、経過等につきましては、平成10年3月に、土地区画整理事業の施行区域及び都市計画施設の都市計画決定を受け、その後、平成15年4月に事業計画の認可後、当初の事業計画を決定し、本事業がスタートいたしました。その後、平成20年2月には、個々の土地の移転先となります、第1次換地設計案を発表し、個別説明会の開催など、権利者の皆様のご意見をお伺いするとともに、平成23年2月には、関係権利者のご意見等を反映した第2次換地設計案を発表しまして、第1次案と同様に個別説明会を開催し、改めて、ご意見をお聴きしたうえで、平成25年8月に本事業の骨子となる、換地設計案を決定いたしました。

このように、ソフト業務に多くの時間を費やししながら、平成26年12月に、第2回変更の事業計画を決定し、平成27年度から本格的なハード整備事業に着手しております。そして、今回、令和元年5月20日に、第3回変更の事業計画を決定したところでございます。

以上が、羽村駅西口土地区画整理事業の概要と経緯のご報告となります。

続きまして、「資料5」の2枚目をご覧ください。こちらにつきましては、「羽村駅西口土地区画整理事業事業計画変更（第3回）変更概要」につきまして、ご説明をさせていただきます。はじめに、一つ目の「変更の目的」でございます。

本事業計画の変更は、過年度のハード事業の実績と今後の工事工程等を再検討し、事業の継続性を基に、将来のまちづくりを具現化するため、事業施行期間を延伸し、併せて、国庫補助金及び東京都補助金の補助期間を変更したものでございます。

また、新規に国庫補助金・東京都補助金として、社会資本整備総合交付金都市再生区画整理を導入し、資金計画の変更を行ったところでございます。

次に、二つ目の「変更内容」のうち、まず、事業施行期間でございますが、変更前の事業施行期間であります、「平成15年4月16日から平成34年3月31日まで」を、「平成15年4月16日から令和19年3月31日まで」に変更したもので、事業施行期間を15年間延伸する計画としております。次の、国庫補助金、その下の東京都補助金の補助期間につきましては、記載のとおり、それぞれの期間を変更したものでございます。また、新規の国庫補助金・東京都補助金として、社会資本整備総合交付金都市再生区画整理補助を導入いたしました。

次に、資金計画表をご覧ください。はじめに、収入につきましては、表の一番左上の上段から縦に、国庫補助金、東京都補助金、羽村市負担金等の財源項目となっております。同じく、その一番左側の上段から右側に、前事業計画、変更事業計画、増減額の順となっております。

次に、表の一番下の欄をご覧ください。計と表示しておりますが、こちらにつきましては、総事業費となります。この総事業費につきましては、収入支出それぞれ、前事業計画の370億円を、変更事業計画では、436億円に変更したもので、66億円の増としております。

次に、上から2段目、国庫補助金につきましては、変更後で、69億8千640万円の増となっております。

次に、東京都補助金のうち、補助金につきましては、変更後で、35億6千30万円の増となっております。次に、東京都補助金のうち、交付金につきましては、変更後で、4億1千301万6千円の減となっております。

次に、羽村市負担金につきましては、変更後で、35億3千368万4千円の減となっております。なお、保留地処分金につきましては、変更はございません。

続きまして、下の表、支出についてですが、はじめに、工事費につきましては、道路築造費、建物・工作物等の移転補償費、上下水道設備の移設補償費、換地先の整地費などを含んだ経費となっておりますが、変更後で、53億8千万円の増となっております。

次に、補償費につきましては、羽村駅前周辺等における道路等を整備するための土地の借上げ等の経費となっております、変更後で、1億2千700万円の増となっております。次に、利子につきましては、変更はございません。

最後に、事務費につきましては、市職員人件費等の事務経費になりますが、変更後で、10億9千300万円の増となっております。

以上が、羽村駅西口土地区画整理事業事業計画変更第3回決定の変更概要のご報告となります。

最後に、「資料5」の3枚目をご覧願います。こちらは、情報紙「まちなみ」によりまして、令和元年度の整備概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

本事業につきましては、平成27年度から本格的なハード整備事業に着手いたしまして、関係権利者をはじめ、皆様のご理解とご協力により、建物等の移転や区画道路の築造工事など、概ね計画どおりの事業推進を図っているところでございます。また、今年度以降の事業展開につきましても、引き続き、関係権利者に対しまして、より丁寧な説明と寄り添った対応に努め、関係権利者との信頼関係を構築しながら、円滑な事業推進を図ってまいります。

本日は、令和元年度の事業概要につきまして、優先整備地区と位置付けております、しらうめ保育園周辺、羽村駅前周辺、川崎一丁目エリア、羽村大橋周辺を中心に、エリアごとにご説明をさせていただきます。はじめに、まちなみの2ページ目をお開き願います。一つ目の、しらうめ保育園周辺の整備でございます。こちらは、羽村駅西口を中心といたしました西口地区の一番北側に位置しており、図面の左側が都営住宅、図面の右側が、JR青梅線となっております。

今年度は、しらうめ保育園旧園舎跡地の一部を活用しまして、赤の矢印部分のとおり、区画道路としらうめ児童遊園とを結ぶ、幅員2.5m、延長45mの歩行者用通路の整備工事を実施いたしまして、令和元年10月末の完了を目指す予定としております。

次に、二つ目の、羽村駅前周辺の整備でございます。駅前につきましては、ご承知のとおり、現在、暫定的な整備段階にあります。既に駅前広場に接続する道路の一部と、JA西多摩農協の街区の整備が完了しております。今年度は、図のA街区におきまして、1棟の建物移転補償契約を締結した後に、建物等の移転や宅地造成工事を含め、概ね12月末の完了を目指す予定としております。

続きまして、3ページ目、羽村大橋周辺の整備でございます。こちらは、都市計画道路3・4・12号線の早期整備と開通を目指すもので、川崎地区に流入する交通渋滞の緩和や、南北交通の円滑化、防災面の向上などを目的に、羽村大橋東詰交差点からJR青梅線東部踏切までの区間につきまして、道路用地を確保するため、平成27年度から建物等の移転や区画道路の築造工事等を行っております。

また、羽村大橋東詰交差点周辺における都市計画道路3・4・12号線への擁壁設置及び宅地造成工事につきましては、周辺の居住環境への配慮や児童、歩行者等の安全な通行の確保を図りながら、2カ年の工事といたしまして、平成29年8月に着手いたしまして、平成30年9月に予定どおり完了しております。

今年度につきましては、引き続き、埋蔵文化財調査を実施後、図の赤色の着色部分となりますが、区画道路の築造工事や9棟の建物移転補償契約の締結、それから、図の右側のD・E街区を中心に、令和2年度の移転に向け、17棟の建物補償調査を実施し、来年2月末の完了を目指す予定としております。

次に、4ページ目、川崎一丁目エリアの整備でございます。こちらにつきましても、羽村大橋周辺の整備と同様に、都市計画道路3・4・12号線の早期整備と開通を目指し、優先的に整備を進めていくエリアとなっております。

今年度につきましては、引き続き、図の赤色の着色部分のとおり、区画道路の築造工事や17棟の建物移転補償契約の締結、それから、図のF街区を中心に、令和2年度の移転に向け、28棟の建物補償調査を実施いたしまして、来年2月末の完了を目指す予定としております。

以上が、令和元年度の整備概要になります。それから、最後に、直近の事業展開でございますが、先ほど申し上げました広域幹線道路であります、都市計画道路3・4・12号線の早期整備と開通を目指しておりますので、令和2年度以降におきましても、引き続き、都市計画道路3・4・12号線沿線であります、羽村大橋周辺、川崎一丁目エリアを中心に、円滑かつ効率的に事業の推進を図っていく計画としております。

以上、雑駁ではございますが、ご説明を終わります。

○会 長（黒木 中君） ありがとうございます。ただいま、施行者より事業概要等の説明がありました。この件に関しまして、ご質問等ございますか。はい、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） まず、「資料5」の資料No.1になるんですけども、事

業計画3回目の変更ということで、5月20日にしたというご説明があったんですけれども、15年延長されるわけですよ。そのことに関して、住民への説明、それから、住民への承諾というのが、自治体職員として、住民の全体の奉仕者として、必要だと思うんですね。

特に15年も伸びるなんて、そこまで縛り上げるということは、やはり建築に関してもそうですし、色んな不安な状態で今後15年延びるということに関して、説明が必要。市議会でも、石川部長の方からも、説明をするという答弁をしています。

それなのに、形跡が無いですよ。「まちなみ」もまだ変更したというようなことも無いし、何しろ事前に説明も承諾も得ていない。これはどういうことなんですか。

○会 長（黒木 中君） 今の件につきまして、はい、区画整理部長。

○区画整理部長（石川直人君） 会長、区画整理部長です。今、議会でのお答え、ご答弁のお話だったと思うんですが、これまで、ご説明を私の方でさせていただいていく中で、手続き論として、市の内部でこれまで関係機関との調整を進めていると、こういった調整が整った段階で、市の内部として決定をするというところで、その前段で、議会ではご説明をするということで、議場ではお答えをしております。

例えば、今回の計画変更そのものが、今回も色々ご主張あると思うんですけれども、あくまでも資金計画と事業施行期間という中で、土地区画整理法上は、取り扱いの中では、設計の本体、区画整理事業上の本体の部分の変更ではないということで、これは事業計画そのもの、これは道路の変更ですとか、公園の計画ですとか、それから各公共施設の変更がある場合には、当然、公告、縦覧という制度の中で、ご意見を伺って、一定の手続きのもとに、決定をしていくというプロセスはありますけれども、今回の資金計画につきましては、神屋敷委員もご存じだとは思いますが、いわゆる市としては、施行者の裁量の範囲と考えておりますので、そういった中で、法に準拠して、今回、市として決定をして、そして皆様には、「まちなみ」は勿論そうですけれども、広報を通じて、しっかりと市民の皆様、権利者の皆様にはお伝えをしていくということが、我々行政、担当としての使命だと考えております。

○委 員（神屋敷和子君） はい。

○会 長（黒木 中君） はい、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 法を順守してっておっしゃいますけれども、しなくて良いよ、ということじゃないわけですよ。自治体職員として、住民に対してどういう姿勢を取るべきかなんですよね。それがなされていない。

それから平成28年の12月でしたっけ。もう一度市議会の議事録調べてご覧なさい。そう言っていますよ、石川部長は。議会だけじゃない。住民にも、市民にも、はっきりしてきたら説明しますと。それは当然のことだと思うんですね。住民の生活に

もの凄く関わってくることなんです。住民を蔑ろにしたやり方というのは絶対に許されない。

先ほども、事務局の方で、お話を聞いて初めて知ったんですけど、山下さんのところに来た、議長やってくれて言った時に、会議の頭のところで何か言う人いるけれど、言わないようにしてくれなんてとんでもない話ですよ。地権者から選ばれた人なんですから、審議会委員というのは。色んな疑問を持つ住民がいる、そういうもののことを受けて、ここで質問するわけなんです。

だから、闇雲に言うとか、そういうのは絶対、市長でも何でも許されないことだと思うんです。地権者から選ばれているんですから。山下さんがさっき言ったのは、最終的にどこかに結び付く論だったかもしれないですよ。それを簡単に、怒鳴る形で、やめなさいって言うことは、絶対に許されないことだと私は思うんです。その精神が、この事業変更、15年も伸ばすということを、全然、住民に説明が無いんですよ。区画整理法にはそうだって言いますけれど、そういう問題じゃないですよ。そういうところのお考えはどうなんですか。

○区画整理部長（石川直人君） 会長、区画整理部長です。

○会 長（黒木 中君） はい、区画整理部長。

○区画整理部長（石川直人君） 冒頭にあったお話につきまして、事実確認を私もさせていただかないと、コメントを今、出来ませんが、いずれにしても、この事業計画変更決定につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、例えば、当初もそうです。それから、第2回の変更、これは皆さんご存じのとおり、審議会でも5年半かけて換地の設計の見直しを行ってまいりました。皆さん、それぞれの権利者のご意見を出来るだけ反映しようとする中で、進めてきたわけですね。

その結果、公園ですとか、道路の延長、位置関係、これは変わってまいりましたので、そこでまさに設計の概要、所謂、区画整理の本質の部分、根幹の部分ですね。これが変わったものですから、法の手続きに基づいて、手続きを進めて、公告、縦覧、そこで意見書の処理も、皆さんの声をお聞きして、その際の意見に、区画整理そのものが無駄ですとか、そういう意見もありました。その際にも施行者として、それについてお答えをしておりますけれども、当時から、今後、実施計画を策定して、然るべき時期に事業計画の変更をしていきますということを、当時、平成26年12月に第2回変更決定はしておりますので、その前、平成25年の時期に、意見書をいただいておりますけれど、その際に施行者の見解として、そういうことを申し上げております。

ですから、これまで長い間、議会でもそうですけれど、今後、事業計画の変更をしてまいりますよということを、これまで一貫して申し上げます。ですから、そういう中では、議会を通じて市民の皆様、あるいは権利者の皆様にも、そういったことはご承知だと思います。今回、手続き論になりますけれども、区画整理法の

中で、今回は設計の概要、根幹にあるものではないという中で、施行者の裁量の範囲ということで判断をして、決めさせていただいております。

当然ですけれども、これはしっかりご説明を今後させていただく必要がありますので、長期縦覧の図書になってございますので、窓口にお越しいただいた際には、そういった状況について話をさせていただきますし、それぞれ現場に出て、ご説明する機会があった場合には、その都度、内容についてもご説明をしていく。常に、そういった意識を持って、努めてまいりたいと思います。

○委員（神屋敷和子君） はい。

○会長（黒木 中君） はい、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 回答がずれているんですよ。そういうこと言っているんじゃないんですよ。変更する、変更すると言っていたから、変更したから良いんだろじゃなくて、15年も伸ばすという変更をする前に、住民に説明をして、承諾が必要でしょって私が言ったんです。

○区画整理部長（石川直人君） 会長、区画整理部長です。

○会長（黒木 中君） はい、区画整理部長。

○区画整理部長（石川直人君） これは計画作りをするうえで、今、様々な市民の皆様の意見を聞いたり、委員会を立ち上げたり、それぞれあるかと思います。

そのなかで、区画整理事業の施行期間、そして資金計画。これについては、まさにその行政の裁量の範囲であります。従いまして、事前にご説明をして、ご意見を伺って、そのうえで判断をするものではない内容になっておりますので、そういう性質のものではないと判断しておりますので、当然、市としては資金の裏付けをしっかりと整えたうえで、今回変更しておりますので、これからはその内容をもって、我々はしっかり説明をさせていただく、そういった機会をもっていくということが必要で、今回もう既に、先ほどの繰り返しになりますけれども、いつでもご覧いただける状況になっていきますし、当然こういった内容については、今日みたいな審議会の中でも、説明をいたしますし、それぞれ権利者との協議の中でも、必要に応じてご説明を申し上げていくということでございますので、そこはぜひご理解いただきたいと思います。

○会長（黒木 中君） 他に何かありますか。

○委員（清田敏雄君） はい。

○会長（黒木 中君） はい、清田委員。

○委員（清田敏雄君） 清田ですけれど、この第3回の変更案なんですけれども、国だとか都から、補助金だとか交付金をいっぱい貰えるよと書いてございます。本当に貰えるかということで、証拠の資料の情報公開を求めたところ、そういったちゃんと金を貰えるという資料が無いというような回答がございました。ということは、この計画は、本当に絵に描いた餅のように私には見えるんですけれども、内容

を説明してください。

○会 長（黒木 中君） 施行者いかがですか。

○区画整理部長（石川直人君） はい、区画整理部長です。

○会 長（黒木 中君） はい、区画整理部長。

○区画整理部長（石川直人君） 今回、事業計画書の中に、掲載をさせていただいております国庫補助金、そして東京都補助金ですね。それぞれ、社会資本整備総合交付金でございますが、今、ご説明があったように、金額の多寡では無いんですけれども、国から交付金を受けるためには、職員も一生懸命、協議をしてきているんです。その事実があることは、是非、清田さんにも、ご理解をいただきたい。

そのうえで、この議論をしていかななくてはいけないものですが、この事業計画に掲載されております費用、これについては、事業を継続していく限り、将来に渡って毎年度、予算要望していきますけれども、毎年度、予算要望していく中で、将来に向けて、継続性を持って、今の費用が上限、途中でまた増えたりする要素は勿論ありますけれども、今の段階で、上限としてこれから申請が出来る金額、要求出来る金額と捉えていただければと思います。

○会 長（黒木 中君） はい、清田委員。

○委 員（清田敏雄君） はい。今の説明だと、要求する金額をここに書いてあると私には受け取れるのですけれども、そういうことですね。なんか悲しいですね。この計画つくって。どうですか。実現性無いでしょうが。

○区画整理部長（石川直人君） 会長、区画整理部長です。

○会 長（黒木 中君） はい、区画整理部長。

○区画整理部長（石川直人君） この費用、表現が非常に難しいんですけれども、事業計画書に載せてある金額、これは事業を進めていくうえで、市として、毎年度事業量に応じて、補助金の要望をしていきますけれども、今の段階でその上限の金額までは、申請に応じて確保できるというものです。

○委 員（山下一夫君） 山下です。

○会 長（黒木 中君） はい、山下委員。

○委 員（山下一夫君） 関連というか、今のご答弁で、まず一つ。要するに、どれだけ請求出来るか、補助金をですね。それは、決まっていると思うんです。それは施行者が、100億円の工事をやりますよというのを言って、補助金を取る時に、国は50%が付くそうですね。都は25%が付きます。75%までは、権利はあるんですよ、確かに。100億円やるよと言ったならば。

だけれど今までは、100億円やるよと言って、75億。コンプリートに貰ったことあります？ 予定通りですよ、時間通り。それで、それはお金が入ってくるのは、終わらないと入ってこないんですよ。50%しか予定が進まなかったら、50%しかくれないんですよ。都とか国は。違いますか。私は、入り方はそうだと、少なくとも。

違ったら教えてください。

○区画整理部長（石川直人君） 会長、区画整理部長です。

○会 長（黒木 中君） 区画整理部長。

○区画整理部長（石川直人君） これまで27年度から、実際に補助金を入れて、事業を実施しております。毎年、事業量に応じて、どこに補助、国費、東京都の補助金を充てるかというところは、しっかり事前の協議の中で進めていくんですけれども、その中で、こちらの方で要望しているものについては、山下さんコンプリートと仰いましたけれども、今まで必要なものについては、すべてコンプリートです。

今、おっしゃったように、国の補助金については50%で、東京都の補助は25%、75%で仰るとおりでありまして、今まで要望に対して、その費用をいただいております。

それからもう一つあるんですけれども、今、区画整理事業とは別なものとして、住宅市街地総合整備事業補助金というものを受けております。これは区画整理事業とは別の事業、補助金になりますので、この事業計画書の中には掲載しておりませんけれども、これは、防災機能の向上ですとか、安全性の向上ということで、老朽建物の建て替えですとか、防災性の向上を図るための事業としてやっておりますけれども、これも今、事業の中で充てております。

これについては、全国の規模で、補助の枠がありますので、その中で毎年、増減があるんですけれども、昨年度については、要望した以上の額を、実際には受けておりますので、こういったものも、これから決算の方で明らかにさせていただきますけれども、現実的にはそういう状況は今あります。

○委 員（山下一夫君） よろしいですか。

○会 長（黒木 中君） はい、山下委員。

○委 員（山下一夫君） その通りだと思います。嘘だとは言いません。ただ、今度取ろうというのは、違う話なんですよね。元々のやつに入っていたものと、元々の計画に入っていないものが、ぐちゃぐちゃになって次の計画で、区画整理として入ってきているんですよ。そのへんをちゃんとやらないから、資金計画か何かも凄く読みにくくなっている。

ここにさらっと補助金というと、二つに分けてあるんですけれども、これだって説明はしてないですよ。市民の皆さんに、交付金と。簡単に言ってしまうと、入ってきたお金がずらっと新都市に行っちゃう、ほとんど市は手を付けられないお金と、一応は通って、市も何か手を出してやっているお金っていうのは、当然分けなければいけないけれども、それが、二つに分けて出してきたり、一つにまとめて交付金というものになってきたり、受け取る側の人によって、ころころ変わっている。私なんかも、凄く疑い深くなっていて、1円の単位まで計算し直すと、どっかずれてるなっていうと、何も関係ないような、例えば、まだ予算に載っていないのを、

余りそうだからやっちゃうとか、間違った設計で壊れちゃったから直すのに使っちゃったとかいうのが、ちょろちょろ出てくる。それが、いつの間に消えてしまう。こういうのが多いんですよ。本当に反省していただきたいと思います。何種類も使わないで、1種類で分かるようにして欲しい。

それで、裁判の話に行くと、裁判の方で、非常に難しくて、色んな相談を事前におかないと、ちゃかちゃか書いてあるんだけど、簡単にして書こうと思えば書けます。もう少し市の担当している方は、私ぐらいの人でも分かるぐらいの、見てですね。私以上に知っている方は多いんでしょうけれども、審議会委員だからって全部読んでないと思いますよ。予算を。これが違っていると、皆さん、分かります？これ見て。都のやつが、どこにどのくらい使っているかっていうのが。

例えば、ここのところを3軒やりますよと、ここのブロックを。だけど、3軒出来なかったけれど、ここで別の仕事をやっていますから、そっちを回しまして、足しにしてやりますよと、都には報告して補助金貰うなんていうことをね。本来だったら良くないんでしょうけれども、実際にはやっていますよ。あれだな、あれで2つ動かしたから、2軒分だなと。それでコンプリートで貰っているんだなと。そういうのが見られます。私がもし監査役か何かになって、会計監査するとしたら、全部報告してくれて出したいぐらいのものなんですけれども、それを正式に出しますと、不存在って形で帰ってくるんですよ。そんな資料はありませんと。当然ですね、やってないんだから。

どれでも良いです。1つの補助金が来た時に、コンプリートに補助金出して、最初に言ったのと、同じところを全部やり終わって、100%補助金を貰いましたというのを、1つでも良いから出してください。僕に教えてください。そういうのを聞くと、何か誤魔化されてしまいます。よろしくお願いします。

○委員（小宮國暉君） 会長、小宮です。

○会長（黒木 中君） はい、小宮委員。

○委員（小宮國暉君） この報告事項(1)のことで、説明がございました。ただいまの質疑、やり取りを聞いていますと、このことについては多分に、市議会、羽村市全体の市議会の権能というものと私は認識しております。審議会というのは、勿論その関連にあることは、質疑で出てくるでしょう。意見も言いたいでしょう。ところが羽村市全体の行政と議会というものは、二つ存在するわけです。審議会は確かに、地権者から選ばれた市長の諮問機関でございますから、市長がこのことを審議してくれ、このことを検討してくれ、参考にしたいからという議題に対して、ものを言うものでありまして、審議会そのものの権能が、羽村市議会の権能に抵触するようなことがあっては、私はならないと思います。

しかも、この審議会の中の報告事項としてのことでありますから、これは報告事項または意見として聴くだけにして、この審議会は、報告事項を受けて、それに対

して今までの意見を言うのは結構ですが、市議会というものが存在する限りにおいては、この予算とか、事業計画の変更とか、これは市議会の権能に委ねるべきだと私は思いまして、この5番目の報告事項は、これにて打ち切りと会長に申し述べておきます。

○会 長（黒木 中君） 小宮委員ありがとうございました。報告事項、せっかく今言っていただきましたから、新しく審議会委員になられた方、何もご発言なさっていらっしゃらないので、もし先ほどの報告事項をお聞きになって、何か質問なり、感想なりありましたら。中村委員、どうですか。

○委 員（中村幸夫君） 中村です。発言します。とりあえず審議事項の中で、審議していただくと。今日の議題の中では、議長、会長代理、会長選任ということで、議席の決定ということで始まっております。次に、今やっているのは報告事項ですので、小宮委員の意見と同じで、報告事項で収めて貰いたいと思います。以上です。

○会 長（黒木 中君） 石川委員、何かありますか。

○委 員（石川寿明君） 私は審議会委員になったばかりなのですが、今日は事前に議題をいただきまして、これを聞くつもりで来ていました。それ以上のことはございません。

○会 長（黒木 中君） 秋山委員、何かありますか。

○委 員（秋山 法君） 私も同じような意見なので、報告事項は報告事項で、今回お伺いするという立場でよろしいかなと思います。

○会 長（黒木 中君） ありがとうございます。それでは、報告事項についての色々なご質問等は改めて施行者、あるいは事務局の方へ聞いていただくとしまして、締めたいと思いますがよろしいですか。

○委 員（神屋敷和子君） 会長さん、部長からの回答に対して一言、言いたいんですけど。この資料が出た場合、資料に対してこれはどういうことですかとか、審議会委員としての質問とかは良いんじゃないですか。

○会 長（黒木 中君） では神屋敷委員、どうぞ。

○委 員（神屋敷和子君） 先ほど石川部長さんから、区画整理法に則ってやったっておっしゃったり、随分時間をかけて大切にやったっておっしゃったんですけど、そうじゃなくて、2次換地案は、これは審議会委員にも充分関わることだと思うんですけども、85%が不採択だったんですよ。だから、非常に簡単に3回を決定してしまうというのが、やっぱり住民に対して、誠実でないし、全うなやり方ではない。特に付帯意見に対して、住民に十分説明するようにというように、東京都からも言われているわけですから、私たちは、審議会委員として、そういう周りの方の、この間この3次変更が、読売新聞でしただけ。新聞に出たんですよ。市の何かよりも、早くそっちに出て、住民の方から随分、事業が延期されてどうのこうの、ということ、と言われた場合、やはりここでそれは、今は構わないと思うんです

ね。

私は、審議会委員の方も注意していただきたいんですけども、どこかで必ず審議会委員には説明しましたというような、書き方されるんですよ。ただ、今日、事業計画書を今日配られているんですよ。

実は、この中身ご覧になりました？良いですか、令和6年には15億市費が使われる、7年には17億使われる、8年には14億使われる、というような内容まで書いてあるのに、何も説明も無い。審議会委員も能天気にはうっとしていて、何も知らなかったじゃ済ませられない。絶対、審議会ですべてを説明したとかやめていただきたい。小宮さんがそうおっしゃるなら、審議会ですべてを説明したとか、一切書かないでいただきたい。だってこれだけしか説明してないんだもの。

○委員（小宮國暉君） 会長、小宮です。

○会長（黒木 中君） 小宮委員。

○委員（小宮國暉君） 今、神屋敷委員から私の名前が出て、矢面に立っているようでして、私は一向に、審議会委員としての権能を逸脱したことはございませんし、また、先ほど言ったように、これは何ですかと意見があります、これは結構です。しかし、今日の審議会の場で、これは報告事項として聴くに止めて、意見は別途、やはりそれなりの行政機関に言っていただきたい。ここは市議会でも何でも無い、審議会です。

○委員（神屋敷和子君） 出された資料に質問は良いわけでしょう。どういうことですか、分からないまま説明を受けましたで終わるんですか。

○委員（小宮國暉君） 私は皆さんが聴きたいこと、言いたいこと百も承知で言っているんです。そんなことは当たり前のことです。しかし、それは別途にして貰いたい。

○会長（黒木 中君） それでは良いですか、私の方で指揮を取らせていただきますので。この報告事項につきまして、何かご疑問があれば、別途、この場ではなくて、直接ご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。他に報告事項ありますか。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） 会長、事務局です。

○会長（黒木 中君） はい、事務局。

○区画整理総務課長（橋本雅央君） それでは、次回の審議会の日程についてですけども、各委員さんとは事前に調整をさせていただいておりますが、今月の6月26日水曜日の午後とお話ししておりましたが、3時からと決定させていただければと存じますので、次回は羽村駅西口土地区画整理事務所にて開催させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。以上です。

○会長（黒木 中君） はい、ありがとうございます。ただいま事務局より次回の日程についてご報告がありました。調整済みということで、6月26日水曜日の午後3

時からということです。場所はここではなくて、区画整理の事務所ですので、新しい審議会委員さんたちはお間違えのないようによろしくお願いいたします。

これにて第4期第1回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後4時30分 閉会